

○福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則

平成十二年五月十日

福岡県規則第百九号

福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県平尾台自然観察センター条例（平成十二年福岡県条例第二十五号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業及び活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

(平一七規則五九・追加)

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に休館し、又は開館することができる。

(平一七規則五九・旧第二条繰下・一部改正)

(開館時間)

第四条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、センターの開館時間を変更することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に開館時間を変更するこ

とができる。

(平一七規則五九・旧第三条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成十二年五月十九日から施行する。

附 則 (平成一七年規則第五九号)

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年        月        日

福 岡 県 知 事 殿

(申請者)  
主たる事務所の所在地  
  
団体名称  
  
代表者氏名

福岡県平尾台自然観察センター条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

|             |                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| 公の施設の名称     |                                                       |
| 公の施設の所在地    |                                                       |
| 担 当 部 署 名   |                                                       |
| 担当者職名・氏名    |                                                       |
| 担 当 者 連 絡 先 | 電話(        )        —        ファックス(        )        — |